

## 条 例

議会の議決を経た「千曲市宿泊税交付金基金条例」をここに公布する。

令和8年7月3日

千曲市長

千曲市条例第20号

## 千曲市宿泊税交付金基金条例

### (設置)

第1条 観光振興を図る事業に要する費用の財源に充てるため、千曲市宿泊税交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、長野県宿泊税市町村交付金（資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）に規定する長野県宿泊税基金を財源として本市に交付される交付金をいう。以下同じ。）の額の範囲内で一般会計予算に定める範囲内の額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的のために要する経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

### (処分)

第5条 基金は、第1条の目的のために要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、長野県宿泊税市町村交付金を長野県に返還するための財源に充てる場合には、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。